

令和3年度
豊見城市 市民団体活動支援事業
募集要項



みなさんの**アイディア**を活かして、**夢**と**希望**あふれるまちに
しませんか？

こんなことをしてみたい！

こんなイベントがあったら嬉しい！

みなさんの日頃のアイデアを仲間と一緒に実現して、とみぐすくをよりよい楽しいま
ちにしていきませんか。

みなさんの多くのご応募、お待ちしております！！

豊見城市 市民部 協働のまち推進課

TEL:098-850-0159

FAX:098-850-5820

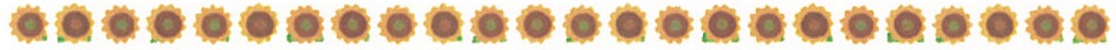
E-mail: kyoudou@city.tomigusuku.lg.jp



17 パートナースHIPで
目標を達成しよう



目次



1. 事業の目的P1
2. 補助の対象となる事業P1
3. 補助金の額P2
4. 応募の方法P2
5. 補助対象事業の実施期間等P3
6. 審査の方法P3
7. 補助対象経費P4
8. 申請から事業完了後までの流れP5



1. 事業の目的



豊見城市は、「地の利を活かして持続的に発展するまちとみぐすく」を目指しています。この事業では、市民団体のみなさんが実現したいと考えている活動のきっかけづくりや、継続的に活動ができるような基盤づくりをお手伝いします。

構成員が3人以上の特定非営利活動団体、市民団体、グループ(以下「市民活動団体」という。)が市内において、自主的、主体的に企画し継続的に実施する事業に対して、予算の範囲内で事業費の一部を補助します。



2. 補助の対象となる事業

市内で実施する事業で、継続的に実施する又は実施している事業

- 地域の特産品や特性を活用した事業
- 防犯に関する活動 ○食育・健康の推進
- 子育て・福祉活動 ○伝統文化行事の継承
- 地域の人材育成 ○環境美化活動
- 市長が必要と認める事業

※ただし、次の各号に該当する団体は、補助対象外となります。

- (1) 当補助金の交付を2回受けた団体
- (2) 他の補助金等を受けている市民活動団体



※ただし、次の各号に該当する事業は、補助対象外となります。

- (1) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 交流会やその他の親睦的な事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れのある事業



《これまでに採択された団体と事業》

- あきづ(地域見守り活動、環境美化活動)
- 豊崎・美らSUN会(環境美化活動、地域企業合同就職説明会)
- うーまークラブ(親子で楽しむ実験教室)
- 地元の歴史・文化広め隊(豊見城の歴史・文化継承絵本の作成)
- 沖縄ジョン万次郎会(ジョン万次郎講演会)
- 豊見城市食生活改善推進員協議会(食育活動、「健康長寿パンフレット」「食育・食事・バランスリーフレット」の作成、調理実習)
- 豊見城市の海と珊瑚を守る会(珊瑚の植え付け、海岸の清掃活動)
- リーディングサービスつくしんぼ(目の不自由な方のために、広報とみぐすくをFMとよみ(ラジオ)で放送)
- 豊見城龍船協会(ハーリー由来まつりの開催)
- 豊見城市母子保健推進員協議会(市民参加のイベントで胎児モデルやパネル展示等)
- 読み聞かせの会あかばな一(すみれ児童公園やとよみ小学校で絵本等の読み聞かせ)

3. 補助金の額



補助金の額は予算の範囲内において、補助対象経費総額の10分の9以内(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、20万円が上限となります。

※補助対象経費については4ページをご確認ください。

4. 応募の方法



(1) 応募期間

令和3年5月12日(水)～6月21日(月) 午後5時15分まで

(2) 応募書類

- ①市民団体活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③事業収支予算書(様式第3号)
- ④団体概要書(様式第4号)
- ⑤会員名簿(様式第5号)
- ⑥その他市長が必要と認める書類

(3) 申請書入手先

市ホームページよりダウンロードいただくか、または下記窓口にて入手してください。

・豊見城市 市民部 協働のまち推進課(市役所2階)

(4) 応募手続き

募集要項をご参照の上、豊見城市 市民部 協働のまち推進課(市役所2階)まで持参、または郵送(〆切必着)して下さい。

・〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1 豊見城市 市民部
協働のまち推進課



5. 補助対象事業の実施期間等



○事業の実施期間

補助金交付決定の日(令和3年7月中旬)から令和4年2月中旬まで

○実績報告書の提出期日

令和4年2月28日(月)または、補助対象事業完了後30日を経過する日のいずれか早い日まで

6. 審査の方法



書類審査をはじめ、審査会での提案事業の説明(プレゼンテーション)と質疑応答(ヒアリング)をもとに、審査委員会において審査します。審査の結果において、採択団体を決定します。

(1) 審査会

下記の内容で審査会を実施します。詳細日時については申請〆切後に申請団体にご連絡します。

- ・令和3年7月上旬実施予定。
- ・豊見城市役所会議室(予定)

(2) 審査委員

※調整中

(3) 審査項目

- ①収支の適正(事業で購入する物品の価格や購入量は適正か等)
 - ②公益性(多くの人に有益な事業か)
 - ③持続性・発展性(継続、発展する事業か)
 - ④有効性・効果性(多くの効果をもたらす事業か)
 - ⑤自主性・独創性(自主的、独創性がある事業か)
 - ⑥必要性(豊見城市のために必要な事業か)
 - ⑦波及効果(事業の効果が地域に波及する活動か)
- ※審査項目については、変更がある可能性があります。

7. 補助対象経費

補助対象事業に直接要する経費のうち、下の表に定める経費を補助対象経費とします。ただし、市民活動団体の事務所を維持するための経費、市民活動団体の経常的な活動に要する経費、食糧費、市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等は対象外となります。

費目	内容
報償費	講演会の講師の謝礼、調査又は研究を専門家へ委託した場合の謝礼等 (市の講師等謝礼金及び報償費支払い基準の範囲内の額)
旅費	講師・専門家等にかかる交通費等
需用費	文具費、材料費(事業において消化する食材等の経費を含む。)、印刷製本費等
役務費	郵便料、保険料、通訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料、車両又は機器等の賃借料、通行料等
備品購入費	補助対象事業に必要な不可欠なもの(ただし、補助金の額の3分の1以下とする。)
その他	上記以外の経費で、事業の特性から市長が適切と認めるもの

8. 申請から事業完了後までの流れ

申請書類を提出した後、審査会を実施し、審査員の審査結果をもとに補助対象事業を決定します。結果は、各申請団体に通知します。交付決定団体は、事業完了後には、実績報告書の提出及び補助金交付年度の翌年度に周知活動が必要となります。

申請から交付までの流れ

- 1 申請書の提出【5月12日(水)～6月21日(月)午後5時15分〆切】
提出書類: 市民団体活動支援事業補助金交付申請書 等(2ページ参照)
- 2 令和3年度豊見城市市民団体活動支援事業 審査会
【7月上旬予定】
(審査会では、提案事業の説明(プレゼンテーション)及び審査員による質疑応答を実施します。)
- 3 選考結果通知・交付(不交付)決定通知【7月中旬】
(審査員による審査結果をもとに交付団体の決定)
- 4 事業の実施【7月中旬】
交付決定通知を受けた団体は事業を開始してください。
- 5 事業の終了【令和4年2月中旬まで】
- 6 実績報告書の提出
【令和4年2月28日(月)または、補助対象事業完了後30日を経過する日のいずれか早い日まで】
提出書類: 市民団体活動支援事業補助金実績報告書、事業報告書、事業収支決算書、記録写真等の事業内容がわかる資料、補助対象経費に係る領収書やレシート(明細)の写し等
- 7 実績報告書の審査、補助金額の確定(通知)
【実績報告書の提出～3月下旬】
- 8 補助金交付請求書の提出
市民団体活動支援事業補助金交付請求書を提出してください。
①完了払いの場合…補助金額の確定後に補助金を交付します。
②概算払い(前払い)の場合…交付決定後に概算で補助金を交付します。
- 9 補助対象事業の周知【令和4年度中に実施】
市長が指定する場所等において周知活動を行なう。